

第5章

都市農業振興プランを推進するための 体制・組織づくり

多摩市都市農業振興プランを推進する体制を確立し、農家と市民が連携する新たな体制作りを検討します。都市農地保全について、国、都と連携し、制度の運用や改善への提案等を進めます。

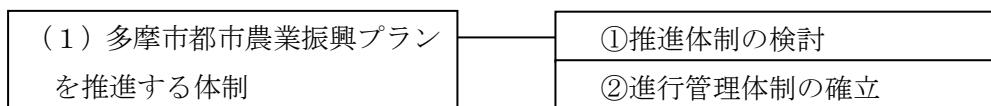
(1) 多摩市都市農業振興プランを推進する体制

本プランを実践していくためには、進行管理の体制が重要になります。

今回の都市農業振興プランは、策定委員会を設置し、内容の検討を進めるとともに、庁内各課にも照会し、策定してきました。また、策定委員会には本プランの実施に係る団体も参加しており、今後はそれぞれの役割を考慮して、計画の実践と進行管理を行う体制を検討する必要があります。

本プラン策定の取り組みを活かして、計画を推進する新たな体制を検討します。また、計画の進行管理についても、新たな体制を検討するとともに、P D C Aサイクルによる進行管理を進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

項目	細目	実施主体または関係団体等
①推進体制の検討	計画の推進に係る農家、J A、市民、行政等関係組織の役割と連携の明確化（新規）	農業者、市民、J A、庁内各課、農業委員会、経済観光課
	農家、市民が参加できる推進体制の検討（新規）	
	庁内推進体制の充実（新規）	
	総合的、計画的な施策の推進（新規）	
②進行管理体制の確立	進行管理体制づくり（新規）	農業者、市民、J A、庁内各課、農業委員会、経済観光課
	P D C Aサイクルによる進行管理の実施（新規）	

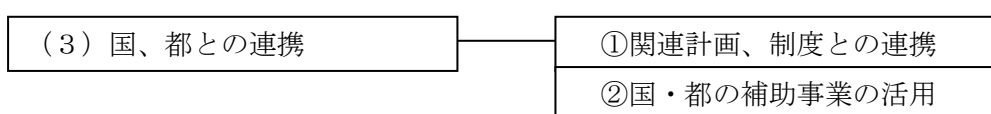
(2) 国、都との連携

国は平成 27 年に都市農業振興基本法を制定し、平成 28 年には都市農業振興基本計画を策定し、東京都は平成 29 年に都市農業振興プランを策定しています。

本市では、平成 27 年に平成 36 年（2024 年）を目標年度とする第五次多摩市総合計画第 2 期基本計画を策定しています。

本プランは、これらの国、都及び市の関連計画と連携を図り、取り組むものであり、都市農業振興基本法における地方計画として位置付け、都市農業振興の施策の充実を図るとともに、国、都と連携した効果的な取り組みを進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

項目	細目	実施主体または関係団体等
①関連計画、制度との連携	都市農業振興基本法における地方計画としての位置付け（新規）	東京都、東京都農業会議、庁内各課、農業委員会、経済観光課
	上位計画、関連計画との連携による農地保全、農業振興（新規）	
	都市農地保全のための制度改善の働きかけ（新規）	
②国・都の補助事業の活用	多摩市農業者に合った補助金の活用の検討（新規）	農業者、国、東京都、J A、経済観光課